

別紙

【別紙1-1】

平成25年11月12日(火) 北海道新聞

平成25年12月11日(水) 北海道新聞

H25.11.12 北海道新聞(朝刊)

旭川2社路線バス値上げへ

【旭川】旭川電気軌道(旭川)と道北バス(同)は、来年4月の消費税増税に合わせ、路線バスの運賃を値上げする方針を固めた。両社が全路線を対象にため、運賃値上げに踏み切ることを判断。両社が旭川市に示した改定案によると、対キロ区間制運賃を旭川電気軌道が平均10・1%、道北バスが同9・0%引き上げるほか、初乗り運賃を両社とも150円から160円に値上げする。両社は、25日に旭川市条例に基づき開かれる市民意見の聴取会を経て、今月中にも北海道運輸局へ申請する方針。

旭川電気軌道(旭川)と道北バス(同)は、消費税増税などに伴う路線バスの運賃値上げを北海道運輸局に申請した。金路線を対象にした値上げは1997年以来で、来年4月1日に実施する予定。旭川電気軌道は10付、道北バスは6日付でそれぞれ申請した。表Ⅱ。旭川市中心部に

来年4月実施

運賃値上げ申請

バス2社が申請した運賃改定
【特殊区間制】

	現行	改定後
旭川電気軌道	160円	180円※
	170円	190円
	200円	220円
	220円	240円
	240円	260円
道北バス	160円	170円
	170円	190円
	190円	220円
	200円	220円
	220円	240円
	240円	260円

【対キロ区間制】

	現行	改定後
旭川電気軌道(初乗り)	31円60銭 150円	34円80銭 160円
道北バス(初乗り)	39円00銭 150円	42円50銭 160円

※上限運賃で、実施運賃は170円

口区間制運賃(基運賃)
は旭川電気軌道が10・1%、道北バスが9・0%それぞれ値上げする。初乗り運賃は両社

とも現行より10円値上げして160円とする。
今回の値上げは、運賃改定と消費税の転嫁を同時に使うもの。両社は、少子化や沿線人口減少などによる乗客減少などを理由としている。消費増税分を含めた平均

定理由としている。消費増税率は、旭川電気軌道が10・6%、道北バスが8・7%となる。(鈴木雄二)

【別紙1-2】

平成26年1月17日(金) 北海道新聞

バス2社値上げ
24日意見聴取会
旭川電気軌道(旭川)
と道北バス(同)が申
請した運賃値上げにつ
いて、国土交通省は24
日午後6時から「説明
及び意見を聞く会」を
旭川市民文化会館(7
の9)で開くことを決
めた。

両社は昨年12月、消
費増税分の転嫁と燃料
コスト上昇などを理由
に今年4月からの運賃
値上げを同省に申請し
た。1997年以来で、
平均値上げ率は旭川電

気軌道が10・6%、道
北バスが8・7%。
意見を聞く会では、
両社が申請内容につい
て説明を行うほか、市
民が運賃改定に対する
意見を述べる。意見は

文書でも提出可能で、
これらの意見は運賃改
定を審議する国交相の
意見を述べる。意見は

に報告される。
参加希望者は22日ま
でに北海道運輸局に申
し込む。申込書は運輸
局ホームページから入
手できる。文書による
意見も郵送やファックス
などで受け付ける。締
め切りは22日。

問い合わせは同運輸
局自動車交通部旅客第
一課☎011・290
・2741へ。

【別紙2】

(北海道・道北ブロック)

エリア内乗合バス事業者の概要

事業者名	旭川電気軌道(株)	道北バス(株)	宗谷バス(株)	沿岸バス(株)	名士バス(株)	ふらのバス(株)	士別軌道(株)	てんてつバス(株)
前回改定実施年月日	平成9年12月1日	平成9年12月1日	平成9年6月1日	平成9年6月1日	平成9年6月1日	平成11年10月1日	平成9年4月1日	平成2年4月1日
前回平均値上率	5.4 %	4.9%	4.9 %	2.4 %	5.0 %	4.5 %	1.8 %	5.0 %
現行運賃	対キロ区間制 基準賃率 初乗運賃	31円60銭 150円	39円00銭 150円	47円30銭 150円	50円90銭 160円	47円50銭 150円	28円50銭 150円	43円10銭 150円
	特殊区間制	(旭川市) 半区 160円 1区 170円 1区半 190円 2区 200円 3区 220円 4区 240円	(旭川市) 半区 160円 1区 170円 1区半 190円 2区 200円 3区 220円 4区 240円	(稚内市) 1区 210円 2区 240円 3区 270円	—	—	—	—
備考	H25/3末認可キロ	306.2 キロ	1,934.2 キロ	1,284.2 キロ	646.8 キロ	154.2 キロ	203.0 キロ	144.8 キロ
	H25/3末一般乗合車両数	169 両	146 両	85 両	54 両	22 両	9 両	16 両
	24年度一般乗合経常収支状況	95.9 %	86.6 %	74.4 %	64.9 %	63.1 %	69.2 %	53.5 %
	資本系列	—	—	—	—	—	旭川電気軌道(株)・富良野市	—

※本件申請者以外の上記事業者における平成26年4月1日以降の運賃については、消費税率引上げに伴う上限運賃変更認可（単純改定）申請を行っている。（てんてつバス(株)は、協議運賃（届出運賃）のため対象外。）

旭川市が主催した「バス運賃変更に伴う市民の意見を聞く会」の開催結果①

【別紙3】

概要

平成25年11月25日(月)18:30~18:58、旭川市条例に基づき「バス運賃変更に伴う市民の意見を聞く会」が、旭川市内のフィール旭川7階供用会議室1において開催され(傍聴者:22名、発言者:5名)、以下のとおり、5件のご意見が出され、後日、旭川市より申請事業者あてに要請文書が発出された。

発言者からのご意見	<p>○発言者1:精神障害者団体もしくは、新団体に属すると思われる方</p> <ul style="list-style-type: none">・消費税増税に伴うバス運賃の値上げは、移動手段を持たない人にとっては生活を圧迫し、今でも厳しい状況なのに更に悪化するため反対である。・障害を抱えている人には、身体、知的、精神の3障害があるが、身体、知的についてはバス運賃が半額になってはいるが、精神者については旭川市において運行しているバスについては導入されていない。・道内の事業者、あるいは自治体が運営するバスにおいて、既に導入させているところもある。・ふらのバス、十勝バス、拓殖バス、毎日交通、大正交通、上富良野町営バス、南富良野町営バス、奈井江町営バス等で実施している。・旭川市の財政事情が厳しいことは理解できるが、一日も早い導入について要望する。
	<p>○発言者2:精神障害者割引を求める会の方</p> <ul style="list-style-type: none">・発言者1の方も言っていたが、旭川市内においては精神障害者に対しては、バス運賃が半額になっていない。・これまで、市役所、市議会、バス会社等要望してきた。・生活保護や年金にたよって生活している人にとって、バス運賃値上げは大変厳しい。
	<p>○発言者3:精神、知的障害者と思われる方</p> <ul style="list-style-type: none">・これ以上の値上げは、生活費の負担が大きくなり大変厳しい。・職場にはバスを乗り継いで行かねばならず、これ以上の値上げは辛い。
	<p>○発言者4:消費者協会の方</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者が減少する中、これまでバス会社が講じてきた様々企業努力については、敬意を評すところ。運賃値上げを考えているならば、なお一層の利便性向上について努力してほしい。・路線の廃止、系統の廃止の際は、利用者、地域住民の理解を得るよう要望する。・今春の旭川電気軌道の末広方面の廃止については、サービス水準が著しく低下し、利用者にとって不便強制しているものと言わざるを得ない。・病院を利用しやすいバス路線の新設を望む。・永山方面から直接市立病院への乗り入れであるとか、主要の病院を循環する路線を造る等の工夫がほしい。・冬ダイヤになるとバスの遅れが甚だしい。・除雪部門と十分連携し遅れの解消に努めてほしい。・共同運行、共通カードの導入等の検討を進めてほしい。・どこの会社のバスにでも、一枚のカードが利用できるとか、2社で新たな路線を共同運行するとか、実証実験した方が良い。・最後に、利用者負担を求めるのであれば、一層の利便性向上が不可欠であると考える。
	<p>○発言者5:川端町在住市民の方</p> <ul style="list-style-type: none">・これまでの意見にあったように、障害者等にやさしい街を造ってほしい。・バスの運賃は23年度にも値上げしたが(電気軌道が市内一円200円運賃の導入を検討し、市民の意見を聞く会にかけたが、実際の申請には至らなかつた事案と思われる)、また25年度(実際は26年度)も値上げするのか理解できない。・23年度の値上げの理由と今回の値上げの理由は全く同じであることに違和感を覚える。・旭川市では「交通グランドデザイン」を策定中であるが、このグランドデザインと運賃値上げがリンクしていると思わざるを得ない。・グランドデザインのパブコメを見ていると、運賃値上げはやむを得ないという意見が、3件もあることから、全く別物と理解することはできない。・十勝バスの社長も言っているが、「バスに乗らない」のではなく「バスの乗り方がわからない」から乗らないのであって、私も普段バスには乗らないが、そういう乗り方がわからない人の意見を十分反映しなければならない。・これからは、公共交通が末永く走れるような工夫が大事。・基幹路線はバス。その他は他の交通であるとか、旭川市として十分考える必要がある。

旭川市が主催した「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会」の開催結果②

旭川市から道北バス㈱及び
旭川電気軌道㈱に対する要請

今回、発言頂いた意見の趣旨は別紙のとおり（「発言者からのご意見」参照）であります。これらの市民の意見を十分にご検討いただき、運賃変更申請に反映されますようお願いします。

旭川市から申請事業者に対する要請文書

旭消第86号-3
平成25年11月26日

道北バス株式会社
代表取締役社長 大上 修一様

旭川市長 西川 将人
(市民生活部市民協働室市民生活課担当)

バス運賃変更について（要請）

時下、貴社におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃から本市消費者行政に特段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、貴社からバス運賃変更に係る通知を受けまして、本市では、旭川市民の消費生活を守り高める条例第9条第2項の規定に基づき、11月25日に「バス運賃変更に伴う市民の意見を聴く会」を開催し、市民の方から発言をいただいたところであります。
今回、発言いただいた意見の趣旨は別紙のとおりであります。これらの市民の意見を十分に御検討いただき、利用者の負担が極力少なくなるよう、運賃変更申請に反映されますようお願い申し上げます。

【別添資料】 バス運賃変更に伴う市民の意見（要旨）

(担当)
旭川市消費生活センター
電話 25-9747

関係条例規等抜粋（旭川市）

旭川市民の消費生活を守り高める条例

（市民の意見を聴く会の開催）

- 第9条 公益的事業者が、その料金を変更しようとするときは、事前に市長に通知するものとする。
 2 市長は、前項の通知を受けた場合、必要があると認めるときは、広く市民の意見を聴く会を事業者の協力を求めて開き、消費者の意見を反映させるよう努めなければならない。
 3 市長は、第1項の公益的事業者の範囲について定めるものとする。

旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則

（公益的事業者の通知事項）

- 第3条 条例第9条第1項の規定により公益的事業者が市長に通知する事項は、次の各号に掲げるものとする。
 (1) 申請等の時期
 (2) 料金を変更しようとする理由
 (3) 変更しようとする料金の内容
 2 条例第9条第3項の規定により市長は、公益的事業者の範囲を定めたときは、告示するものとする

公益的事業者の範囲について

旭川市民の消費生活を守り高める条例（昭和50年旭川市条例第36号）第9条第3項及び旭川市民の消費生活を守り高める条例施行規則（昭和51年旭川市規則第27号）第3条第2項の規定に基づき公益的事業者の範囲を次のように定める。

1 公益的事業者の範囲

旭川市水道局
旭川ガス株式会社
旭川電気軌道株式会社
道北バス株式会社